

所管部課	教育部 中央図書館		部長	小俣 学	
件名	東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和5年5月24日より小平市との図書館相互利用を開始するため、また利用登録の有効期間を5年とすることを新たに規定するため本施行規則の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用登録を受けることができる者について、「小平市の区域内に居住する個人」を追加する。</li> <li>・利用登録の有効期間、登録更新方法に関する事項について追加する。</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和4年5月24日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市との相互利用について規定することで、東大和市民の利便性の向上を図ることができる。</li> <li>・利用登録の有効期間を設け、定期的に登録要件の確認を実施することで、適正な図書館利用が図られる。</li> </ul>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月28日 令和5年第3回教育委員会定例会において「東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について、承認済み。</li> <li>・文書課において審査済み。</li> </ul>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。